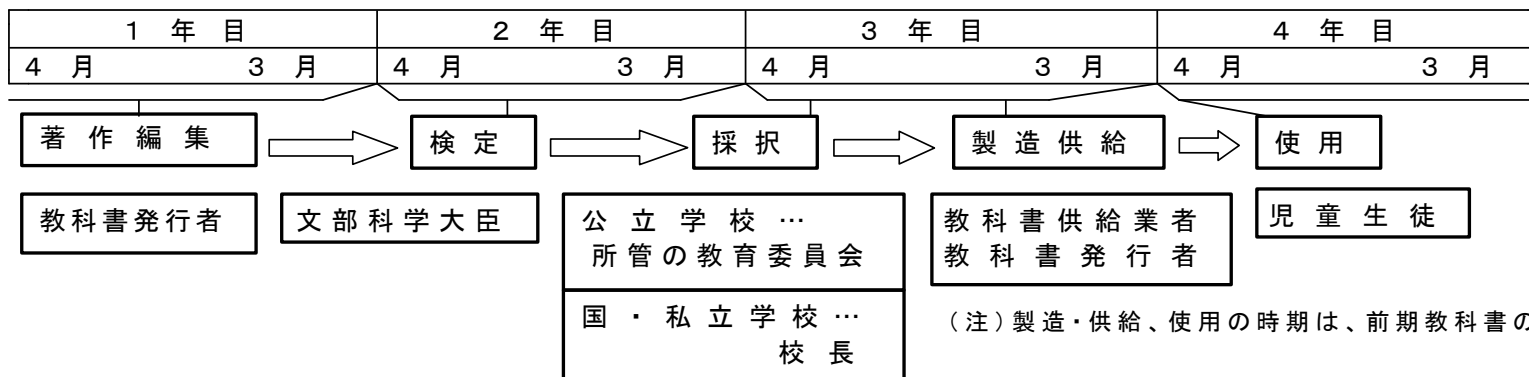


## ■教科書が使用されるまでの基本的な流れ



### ① 著作・編集

現在の教科書制度は、民間の教科書発行者による教科書の著作・編集が基本となる。各発行者は、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書を作成し検定申請する。

需要数が僅少で、民間の教科書発行者による発行が見込まれない場合に限り、例外的に文部科学省が著作・編集した教科書が発行される。

### ③ 採択

検定済教科書は、通常、1科目について数種類存在するため、この中から学校で使用する1種類の教科書が決定(採択)される必要がある。採択の権限は、公立学校については所管の教育委員会に、国・私立学校については校長にあるが、公立の義務教育諸学校については、都道府県が設定する採択地区内で同一の教科書を採択する必要がある。採択された教科書の需要数は、文部科学大臣に報告される。

### ② 検定

発行者が検定申請すると、その図書が教科用図書として適切であるかどうか、文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問されるとともに、文部科学省の教科書調査官の調査が行われる。審議会から答申が行われると、文部科学大臣は、この答申に基づき検定の合格・不合格の決定を行う。教科書として適切か否かの審査は、教科用図書検定基準に基づいて行われる。

### ④ 発行(製造・供給)及び使用

文部科学大臣は、報告された教科書の需要数の集計結果に基づき、各発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示する。この指示を承諾した発行者は、教科書を製造し、供給業者に依頼して各学校に供給し、供給された教科書は、児童生徒の手に渡り、使用される。

国・公・私立の義務教育諸学校(小・中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部)で使用される教科書については、全児童生徒に対し、国の負担によって無償で給与されている。

# 教科書検定について

## ■ 教科書検定の趣旨

○学習指導要領等に基づき民間で著作・編集された図書について、検定審査の基準である教科用図書検定基準(文部科学大臣告示)に基づき、教科用図書検定調査審議会の専門的・学術的な審議に基づいて、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めている。

○教科書検定は、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、

- ①全国的な教育水準の維持向上
- ②教育の機会均等の保障
- ③適正な教育内容の維持
- ④教育の中立性の確保

などの要請にこたえるため実施しているもの。

## ■ 教科書検定の観点

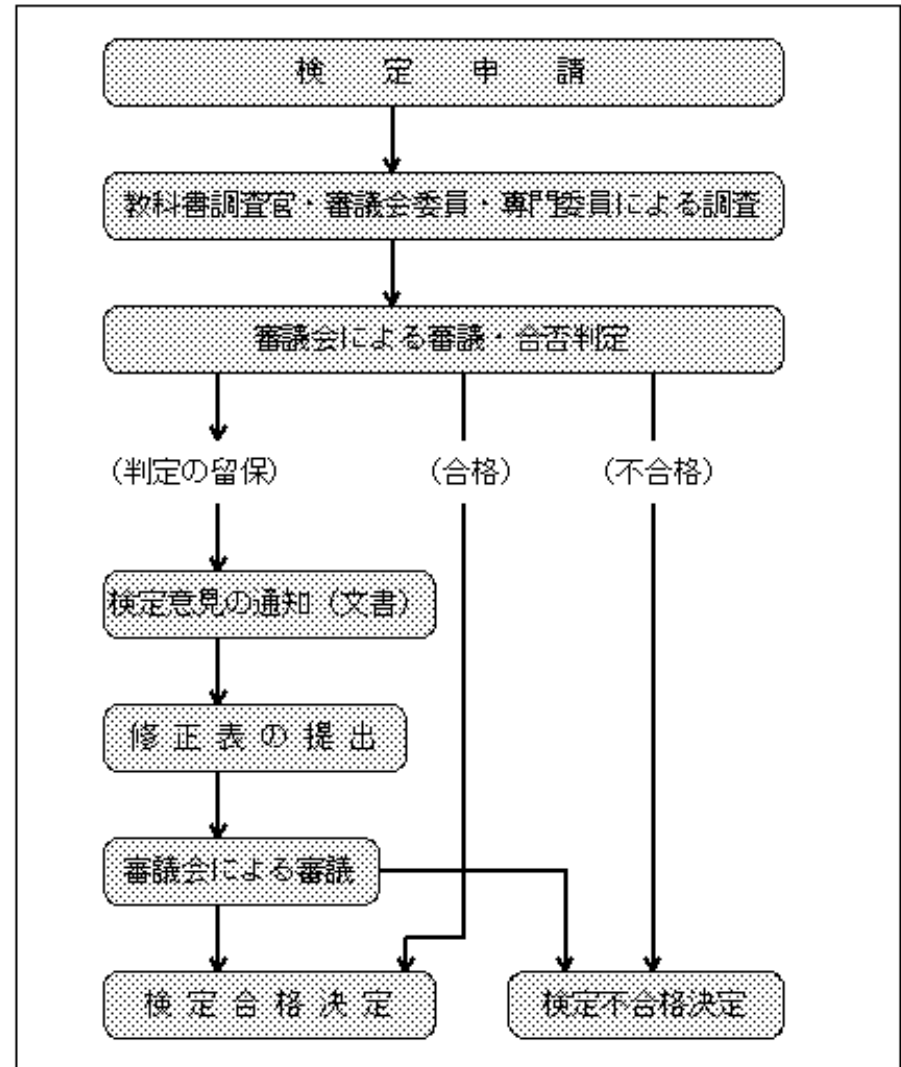
教科書検定は、教科用図書検定基準に基づき、

- ① 学習指導要領等の内容に照らして適切か(準拠性)、政治・宗教の扱いや取り上げる題材の選択・扱いが公正か(公正性)、などの「準拠性及び公正性」
- ② 客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして事実関係の記述が正確か、などの「正確性」

といった観点から、記述の欠陥を指摘することにより行われている。

※教科書検定の合憲性が問われたいわゆる家永教科書訴訟においては、検定自体は合憲であるが、検定当時の学説状況や教育状況に照らして、検定基準に違反するとの評価等に看過しがたい過誤がある場合は裁量権の逸脱・濫用が認められると判示され、複数の検定意見が違法との判決を受けた。

## ■ 教科書検定の流れ



# 諸外国の教科書制度について

| 国名      | 初等教育における教科書 |      |    | 中等教育における教科書 |      |    |
|---------|-------------|------|----|-------------|------|----|
|         | 国定          | 民間発行 |    | 国定          | 民間発行 |    |
|         |             | 検定   | 認定 |             | 検定   | 認定 |
| アメリカ合衆国 |             |      | ○  |             |      | ○  |
| ドイツ     |             | ○    |    |             | ○    |    |
| イギリス    |             |      |    |             |      |    |
| フランス    |             |      |    |             |      |    |
| 中国      |             | ○    |    |             | ○    |    |
| 韓国      | ○           | ○    |    |             | ○    | ○  |
| シンガポール  | ○           |      | ○  | ○           |      | ○  |
| (参考) 日本 |             | ○    |    |             | ○    |    |

※「国定」…国が教科書を作成し、発行すること

「検定」…国(地方公共団体)が民間出版社が作成した図書の原稿の審査を行い、適宜内容の修正を求め、修正を踏まえた図書を教科書として認めること

「認定」…民間会社が作成した図書の原稿の審査を伴わず、完成した図書を国(地方公共団体)が学校教科書として承認すること

※出典:「理数教科書に関する国際比較調査研究結果報告」  
(2009年3月、国立教育政策研究所)

## <補足>

### イギリス、フランス

どのような教科書・教材を使用するかは各学校における教員の裁量。

### 中国

以前は国定であったが、1986年に制定された義務教育法により、国定から教育部による審査制(検定制)へと移行。

### 韓国

教育科学技術部が2010年1月に発表した「2010年教科書先進化プラン」により、国定・検定教科書を認定教科書へ移行中。

#### ①初等教育学校における教科書

- ・国定: 国語(韓国語)、社会・道徳、生活、数学
- ・検定: 科学、体育、芸術、英語

#### ②中等教育学校における教科書

- ・検定: 中学校の国語(韓国語)、社会・道徳などのほぼ全ての教科、高等学校の国語(韓国語)、数学、英語、社会などの主要教科
- ・認定: 検定教科書以外の教科(例えば、高等学校の科学、技術・家庭科)

### シンガポール

#### ①初等中等教育学校における教科書

- ・国定: 社会科、公民・道徳及び母語
- ・認定: 国定教科書以外の教科書

#### ②中等教育学校における教科書

- ・国定: 社会科、シンガポール史、公民・道徳、母語
- ・認定: 国定教科書以外

## 教科書検定訴訟（家永訴訟）について

高等学校社会科日本史の教科書の執筆者である家永三郎（元東京教育大学教授）が、教科書検定は違憲・違法である、また、文部大臣の検定処分には裁量権の逸脱・濫用があるとして、国あるいは文部大臣を相手取り、三次にわたって損害賠償ないしは検定不合格処分の取消しを求めて争われた裁判。

### 第三次訴訟最高裁判決（平成9年8月29日判決）【要旨】

#### 文部大臣の検定処分に係る裁量権の範囲について

文部大臣が検定審議会の答申に基づいて行う合否の判定、合格の判定に付する条件の有無及び内容等の審査、判断は、申請図書について、内容が学問的に正確であるか、中立・公正であるか、教科の目標等を達成する上で適切であるか、児童、生徒の心身の発達段階に適應しているか、などの様々な観点から多角的に行われるもので、学術的、教育的な専門技術的判断であるから、事柄の性質上、文部大臣の合理的な裁量にゆだねられるものであるが、合否の判定、合格の判定に付する条件の有無及び内容等についての検定審議会の判断の過程に、原稿の記述内容又は欠陥の指摘の根拠となるべき検定当時の学説状況、教育状況についての認識や、旧検定基準に違反するとの評価等に看過し難い過誤があつて、文部大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、右判断は、裁量権の範囲を逸脱したものとして、国家賠償法上違法となると解するのが相当である。

そして、検定意見は、原稿の個々の記述に対して旧検定基準の各必要条件ごとに具体的理由を付して欠陥を指摘するものであるから、各検定意見ごとに、その根拠となるべき学説状況や教育状況等も異なるものである。例えば、正確性に関する検定意見は、申請図書の記述の学問的な正確性を問題にするものであつて、検定当時の学界における客観的な学説状況を根拠とすべきものであるが、検定意見には、その実質において、①原稿記述が誤りであるとして他説による記述を求めるものや、②原稿記述が一面的、断定的であるとして両説併記等を求めるものなどがある。そして、検定意見に看過し難い過誤があるか否かについては、右①の場合は、検定意見の根拠となる学説が通説、定説として学界に広く受け入れられており、原稿記述が誤りと評価し得るかなどの観点から、右②の場合は、学界においていまだ定説とされる学説がなく、原稿記述が一面的であると評価し得るかなどの観点から判断すべきである。また、内容の選択や内容の程度等に関する検定意見は、原稿記述の学問的な正確性ではなく、教育的な相当性を問題とするものであつて、取り上げた内容が学習指導要領に規定する教科の目標等や児童、生徒の心身の発達段階等に照らして不適切であると評価し得るかなどの観点から判断すべきものである。

※ 上記の考え方を踏まえ、個別の検定意見について審査し、検定意見のうち4カ所（うち3カ所は控訴審（東京高裁）で判断された）については裁量権の逸脱の違法があるとされた

第三次訴訟において検定意見が違法と判断された箇所

| 申請原稿の記述内容   | 検定意見の要旨  | 裁判所の判決要旨  |
|---|--|---|
| <p>朝廷の軍は年貢半減などの方針を示して人民の支持を求め、人民のなかからも草莽隊といわれる義勇軍が徳川征討に進んで参加したが、のちに朝廷方は草莽隊の相楽総三らを「偽官軍」として死刑に処し、年貢半減を実行しなかった。<br/>(昭和55年度検定)</p> | <p>原稿記述は、朝廷の軍を主語として、これに何らの限定も付していないので、朝廷の軍が全国的に年貢半減の方針を示したにもかかわらず、その方針を実行しなかったように読めるが、朝廷の軍が全国的に地域や時間の限定なしに年貢半減の方針を示したという史料はどこにもなく、朝廷の軍が年貢半減を実施する方針を全国的に示したのにこれを実行しなかったと断定するような原稿記述は不正確である。</p> | <p>原稿記述が当時における学界において 広く受け入れられていた見解に基づいて記述しているのに対し、<u>修正意見は未だ公にされていたとは認められない見解に基づいて修正を命じたもので、原稿記述の理解あるいは学界の状況の認識において看過し難い誤りがある</u><br/>【控訴審（東京高裁）判決（最高裁結論支持）】</p>  |
| <p>〔脚注〕南京占領直後、日本軍は多数の中国軍民を殺害した。南京大虐殺とよばれる。<br/>(昭和55年度検定)</p>   | <p>原稿記述からは、南京占領直後に軍の命令により、日本軍が組織的に中国の民間人や軍人を殺害したかのように読み取れるが南京事件に関する研究状況からして、そのように断定することはできない。</p>  | <p>行為の主体については、…学界においては、南京大虐殺の原因、態様については多様な説があつて、全容が把握されていたとは認められず、虐殺のすべてあるいは大部分が軍の上部機関からの指揮命令によって行われたといい得る状況にはなかったと認められるから、原稿記述によって、虐殺のすべてあるいは大部分が軍の上部機関からの指揮、命令によって、行われたと読み取られる危険性が多少でもあるとすればこれを修正するよう求めることには合理的な理由があるというべきである。<br/><u>理由告知において教科書調査官は、右修正の方法として、繰り返し「混乱の中で」「混乱に巻き込まれて」を書き加えるように求め、これに応じて「激昂裏にの記述が付け加えられたのであるが、これによると、虐殺が軍の上部機関からの指揮、命令によって行われたと読み取られる危険性は希薄になったということが出来るが、その結果、単に「殺害した」</u></p> |

[脚注] 日本軍は南京占領のさい、多数の中国軍民を殺害し、日本軍将兵のなかには中国婦人をおかずかしめたりするものが少なかった。南京大虐殺とよばれる。

(昭和58年度検定)

「中国婦人をおかずかしめたりするものが少なかった」という記述については、このような事実があったことは認められるけれども、このような出来事は人類の歴史上、どの時代のどの戦場にも起こったことであり、特に日本軍の場合だけ取り上げるのは選択と扱いの上で問題があり、削除を適切とする。

という客観的事実のみを記載した原稿記述が、虐殺が「激昂裏に」行われたという記述に変えられた。

しかし、当時の学界の状況は虐殺の原因、態様について多様な説があって、南京大虐殺と呼ばれる虐殺行為のすべてあるいは大部分を、「激昂裏に行われた」と説明し得る状況にあったとは到底認められないのであり、修正意見は、未だ通説、定説とは認められない見解をもって記述することを求め、検定基準が排除している「一面的な見解だけを十分な配慮なく取り上げていたり、未確定な時事的事象について断定的に記述する」誤りをみずから招来させたもので、看過し難い誤りがあるというべきである。

【控訴審（東京高裁）判決（最高裁結論支持）】

近代における戦争と古来からの戦争を同一に考えることに合理性があるとは考えられないし、行為の態様、与えた被害の内容等を考慮しないで一律に世界共通の現象として論ずることにも合理性があるとは到底考えられない。

学界の状況に基づいて判断すると、南京占領の際の中国人の女性に対する貞操侵害行為は、行為の性質上その実数の把握が困難であるものの、特に非難すべき程多数で、残虐な行為として指摘され、中国軍民に対する大量虐殺行為とともに南京大虐殺と呼ばれて、南京占領の際に生じた特徴的事象とされているのが支配的見解であると認められる。

修正意見は、記述に関する学説状況の認識を誤ったか、検定基準の解釈適用を誤ったもので、その判断過程に看過し難い誤りがあるというべきである。

【控訴審（東京高裁）判決（最高裁結論支持）】

〔脚注〕またハルビン郊外に七三一部隊と称する細菌戦部隊を設け、数千人の中国人を主とする外国人を捕らえて生体実験を加えて殺すような残虐な作業をソ連の開戦にいたるまで数年にわたってつづけた。

(昭和58年度検定)

いわゆる七三一部隊については学界の現状は史料収集の段階であって、専門的学術研究が発表されるまでに至っていないので、これを教科書に取り上げることは時期尚早である。

七三一部隊に関しては、本件検定当時既に多数の文献、資料が公刊され、中には昭和43年の上告人の著作もあり、必ずしもすべてが本件検定の直前に公刊されたものではないことが明らかである。そして、原審が、本件検定当時、七三一部隊の存在等を否定する見解があったことを認定していないことに照らせば、本件検定当時、これを否定する学説は存在しなかったか、少なくとも一般には知られていなかったものとみられる。そうすると、本件検定当時において、七三一部隊の実態を明らかにした公刊物の中には、作家やジャーナリストといった専門の歴史研究家以外のものが多く含まれており、また、七三一部隊の全容が必ずしも解明されていたとはいえない面があるにしても、関東軍の中に細菌戦を行うことを目的とした「七三一部隊」と称する軍隊が存在し、生体実験をして多数の中国人等を殺害したとの大筋は、既に本件検定当時の学界において否定するものはないほどに定説化していたものというべきであり、これに本件検定当時までには終戦から既に38年も経過していることをも併せ考えれば、文部大臣が、七三一部隊に関する事柄を教科書に記述することは時期尚早として、原稿記述を全部削除する必要がある旨の修正意見を付したことに、その判断の過程に、検定当時の学説状況の認識及び旧検定基準に違反するとの評価に看過し難い過誤があり、裁量権の範囲を逸脱した違法があるというべきである。

【最高裁判決】